

国有林材の安定供給システム協定書

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、九州森林管理局長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで下記により協定する。

令和 年 月 日

甲 九州森林管理局長
乙 住所〇〇〇〇〇
 商号又は名称
 代表者氏名〇〇〇〇〇

注）共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に（代表者）と明記する。

記

第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づく林産物の販売計画を別紙のとおり定めるとともに、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

また、協定期間が複数年度にわたる場合、次年度以降の年度別事業計画、買受希望価格検討表については、各年度当初に提出するものとする。

第4条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。
また、協定期間が複数年度にわたる場合、当年度の実施状況について次年度当初に提出するものとする。

第5条 林産物の販売は、森林管理署長又は森林管理署支署長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第6条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第7条 甲は、乙が前条の規定に反していた場合には、この協定を解除することが出来る。
2 乙は、前条により協定を解除した場合は、その解除によって生じる損害賠償については請求しないものとする。

第8条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第9条 （特約条項）

- 甲は、この協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとする。
- 2 乙は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木製品であることを需要者にPRするよう努めるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の取組状況について、報告を求めることができるものとする。
- 4 この協定（素材）に基づき販売する物件の取引価格については、木材市況や流通等の動向を見極め、四半期を目途に価格の検証を行うものとする。
- 5 甲は、この協定に基づき販売する物件の中で、間伐対象林分より出材される全ての素材に対して間伐材の証明を行うものとする。
- 6 国有林材について、甲が東日本大震災の復旧・復興用資材として供給することが必要と認めた場合、協定にかかわらず他に供給することがあり得ることとする。
- 7 この協定に基づき販売するC材については、木質バイオマス発電用原材料として販売するもの以外は、木質バイオマス発電用燃料としての利用は不可とする。
- 8 発電利用に供する木質バイオマスの証明に関し、民有林材・国有林材を問わず、証明書の偽造等の不正な行為が発覚した場合には、甲は、この協定を解除することができるものとする。
- 9 この協定に基づく林産物の販売計画量が、第2条及び別紙（素材）システム販売の森林管理署（支署）別協定量の合計量に対し2割を超過することが見込まれる場合は、甲乙協議の上変更協定（様式変更協定）を締結することとする。
- 10 企画提案概要及び協定数量は、原則公表するものとする。

第10条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

(様式：変更協定)

国有林材の安定供給システム変更協定書

令和〇〇年〇〇月〇〇日締結に係る国有林材の安定供給システム協定書第9条9項に基づいて下記のとおり変更協定したので、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上うえ、各自その1通を所持するものとする。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 協 定 量 | 当初協定総量 〇〇〇, 〇〇〇m ³
変更協定総量 〇〇〇, 〇〇〇m ³
差引協定総量 〇〇〇, 〇〇〇m ³ |
| 2 協 定 期 間 | 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 3 その他必要事項 | 本協定にかかる損害賠償については請求しないものとする。 |

令和 年 月 日

甲 九州森林管理局長

乙 住所〇〇〇〇〇
商号又は名称
代表者氏名〇〇〇〇〇